

開 発 行 為 許 可 通 知 書

第 18 号

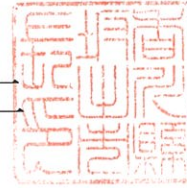
住 所 香川県坂出市林田町540番地1

氏名又は名称 株式会社レオックス
及び代表者名 代表取締役 瀬本 康弘

令和6年1月24日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和6年1月25日

坂出市長 有福 哲二



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	坂出市加茂町字牛之子1443番1、1444番1、1443番3の一部、1444番3の一部
開発区域の面積	3,564.24㎡
予定建築物等の用途	宅地分譲(12区画)

許可の条件

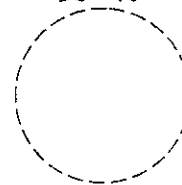
- 裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- 工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)を添付すること。

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、坂出市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。

開発行為許可申請書

受付



令和6年1月24日

坂出市長 有福 哲二 殿

許可申請者 住所 坂出市林田町 540 番地 1

氏名 株式会社レオックス

代表取締役 瀬本 康弘

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 0877-47-0908

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	坂出市加茂町字牛之子 1443 番 1、1444 番 1、 1443 番 3 の一部、1444 番 3 の一部
	2 開発区域の面積	3564.24 m ²
	3 予定建築物等の用途	特定建築条件付売買予定地 (宅地分譲 12 区画)
	4 工事施工者住所氏名	丸亀市綾歌町岡田上 2093 番地 5 ヒサキ工業株式会社 代表取締役 久保 嘉輝
	5 工事着手予定年月日	令和 6 年 2 月 1 日
	6 工事完了予定年月日	令和 6 年 10 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	その他のもの
	8 その他必要な事項	農地法第 5 条申請
※ 許可に附した条件		
※ 許可番号		令和 年 月 日 第 号

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

4 この申請に必要な手数料は、坂出市手数料条例 (令和 12 年坂出市条例第 11 号) を参照してください。

5 この申請書に必要な添付図書は、裏面を参照してください。